

実証対象技術範囲の検討について

1. 検討の経緯

<WG1>

- ・ 現在、山岳地等で導入されているし尿処理水の浸透技術の実証について検討するためには、法的な位置づけも考慮して検討することが必要であるとの意見が出された。
- ・ 今後、避難小屋等のし尿処理対策も含めて考えていく上では、浸透技術を取り上げることが必要であるとの意見が出された。

<WG2>

- ・ 処理水（尿の処理水）を地下へ浸透させる技術について、実証対象技術として取り扱うかどうかの検討を行うことが確認された。
- ・ 法律や条例における取扱いなど、処理水の地下浸透に関し、法規制等の条件を整理することが必要であるとの意見が出された。

2. 実証対象技術の定義

自然地域トイレし尿処理技術実証試験要領 より

<目的>

本実証試験は、自然地域トイレし尿処理技術のうち、既に実用化段階にある先進的な技術について、その環境保全効果を第三者が客観的に実証し、情報公開する事業である。ここでは、自然地域トイレし尿処理技術の実証手法・体制の確立を図るとともに、山岳地や山麓地・海浜・離島などの自然地域の環境に資する適正なトイレし尿処理技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促すことを目的とする。

<対象技術>

本実証試験の対象となる自然地域トイレし尿処理技術とは、山岳地や山麓、海岸、離島などの自然地域で上下水道、電気（商用電源）、道路等のインフラの整備が不十分な地域、または自然環境の保全に配慮しなければならない地域において、し尿を適切に処理するための技術を指す。

具体的には、し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはそれらの組み合わせにより処理するもので、洗浄水やし尿処理水を原則として、公共用水域等に放流・排水しない「非放流式」を対象とする。

< 参考 >

- ・ 公共用水域の定義（水質汚濁防止法より）

この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

- ・ 水質汚濁に係る環境基準 環境庁告示第 59 号

<http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

- ・ 放流水域に対する規制について（平成 20 年 12 月末現在）地下浸透させる場合

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/gyousei_chousa/h20/12-4gyousei_chousa.xls

水質汚濁に係る環境基準について

昭和 46 年 12 月 28 日
環境庁告示第 59 号

公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第 2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表 1 および別表 2 の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利用目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態(河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。)の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2 ないし 3 地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第 3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

2 海域

付表1、付表2、付表3、付表4、付表5、付表6、付表7、付表8、付表9、付表10

12. 放流水域に対する規制について（平成20年12月末現在）

地下浸透させる場合

都道府県名	④地下浸透させる場合			
	規制の有無	(根拠)	(規制条件)	(トラブル事例)
茨城県	○	浄化槽の法流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて(昭和62年7月10日付環境管理課長・建築指導課長通知)		
栃木県	21	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準等	条件付き放流(設置場所、構造基準、放流水の水質基準、隣地境界までの距離等)	隣接の方より地下浸透をさせないでくれとの苦情有。⇒両家で話し合ってもらうように指示⇒解決。
群馬県	○	群馬県浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置が隣地境界線から3m以上離れていること(付近に飲用の井戸があるときは水平距離で30m以上離れていること)。地下水位が年間の一番高いときで地表面から1.5m以上の深さにあること。	
埼玉県	○	埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	概略 処理水のBODが10mg/L以下、全窒素10mg/L以下の浄化槽を設置すること。土壌の浸透速度を測定し、その結果を添付した事前協議書により環境管理事務所と事前協議が必要。	保健所設置市、権限委譲市町村で独自の規定がある場合がある。
千葉県	○	千葉県浄化槽取扱指導要綱	禁止	
東京都	○	東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱	50人槽以下でBOD10mg/L以下、T-N10mg/L以下、大腸菌群数10個/ml以下の処理性能を有する浄化槽(膜分離型合併処理浄化槽、島しょ地域は50人槽以下でBOD10mg/L以下、T-N10mg/L以下の処理性能を有する浄化槽)を設置すること。浸透装置の半径30m以内に飲用井戸がないこと等。	
神奈川県		浄化槽指導要綱	浄化槽放流水をやむを得ず地下浸透処理する場合は、次によること。 ア 吸水性の良い土質であり、地下水等の浸出ししない場所であること。 イ 処理装置は、浄化槽放流水その他地下浸透処理する全ての排水を処理できる規模であること。 ウ 飲用に用いる井戸との距離が5m以上あること。 エ 地下浸透に関して市町村の規制がある場合、関係行政機関の意見を聞くこと。	